

名古屋市リユース食器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、繰り返し使用できる容器や食器（以下「リユース食器」という。）の貸出にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント 式典、会議、催し、行事等で、飲食を伴うものをいう。
- (2) 使用者 リユース食器の貸出を受け、イベントで使用する者をいう。

(目的)

第3条 イベントにおいて、リユース食器を利用することにより、使い捨て容器の使用を抑制し、リユースの普及啓発を図るものである。

(貸出物品)

第4条 貸出するリユース食器は、次のとおりとする。

- (1) リユースカップ
- (2) 深皿
- (4) 菜皿
- (5) ボール
- (6) 箸及びスプーン

(貸出の申請等)

第5条 リユース食器の貸出を受けようとする者は、事前に申請し、承認を受けた後、リユース食器の貸出を受けるものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合、管理上必要な条件を付することができる。

(使用者の範囲)

第6条 使用者となることができる者は、名古屋市内でイベントを実施する主催者及びその許可を受けた出展者とする。ただし、名古屋市外のイベントであっても、市長が必要と認める場合には、当該イベントの主催者及びその許可を受けた出展者は、リユース食器の貸出を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、前

条の承認を行わないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 過去にリユース食器の貸出を受けた者で、リユース食器に危害を加えるなどにより使用承認の取消しを受け、リユース食器の管理運営上支障があると判断したとき。
- (3) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められるとき。
- (4) その他、リユース食器の貸出目的に反するとき。

（使用者の遵守事項）

第 7 条 使用者は、リユース食器の使用にあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (2) 使用するにあたっては、他人に危害や迷惑を及ぼさないこと。
- (3) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び関係法令等を守り、衛生的に取り扱うこと。
- (4) 貸出を受けたリユース食器は、申請したイベント会場以外では利用しないこと。
- (5) 使用承認を受けた際の管理上必要な条件及び注意事項を守ること。

（使用承認の取消し）

第 8 条 使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合、使用承認の取消しによる損害が発生しても、使用者が負担するものとする。

- (1) 使用目的に反したとき。
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱したとき又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により貸出の承認を受けたとき。
- (4) その他リユース食器を貸出することができないと市長が判断したとき。

（損害賠償等）

第 9 条 使用者は、貸出を受けた物品を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。ただし、貸出を受けたリユース食器の種類ごとに、それぞれ貸出数の 100 分の 5 以内の破損又は滅失については、賠償の義務を負わない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第 10 条 使用者は、貸出を受けたリユース食器の使用する権利を他に譲渡し、又は転貸することはできない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、貸出手続について必要な事項は、環境局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。